

# 第 1 保健福祉課の業務

## 第1-3 障がい者支援チームの業務

### 1 身体障がい者（児）の状況（P64～65 関連資料(1),(2)参照）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成22年4月1日現在で20,414人（前年比284人増）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（57.3%）が最も多く、内部機能障がい者（26.8%）が続いています。

障がい等級別では、重度（1級及び2級）が全体の55.2%、中度（3級及び4級）が32.8%、軽度（5級及び6級）が12.0%となっており、重度者の比率が高くなっています。

年齢別では、18歳以上の障がい者が98.0%を占めています。

#### 管内身体障がい者手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年度	総数	0歳～17歳	18歳～	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H20	19,760	408	19,352	1,376	1,658	177	11,450	5,099
H21	20,130	400	19,730	1,356	1,690	182	11,613	5,289
H22	20,414	407	20,007	1,356	1,713	183	11,689	5,473

### 2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

#### (1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

サービスは障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分かれます。

#### ア 介護給付（市町村）

##### (ア) 居宅介護（ホームヘルプ）〔障がい程度区分1以上〕

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービス

##### (イ) 重度訪問介護〔障がい程度区分4以上〕

重度の肢体不自由者を対象に、居宅での介護や外出時における移動中の介護を行う総合的なサービス

##### (ウ) 行動援護〔障がい程度区分3以上〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者を対象とした行動の際に生じ得る危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護

- (I) 療養介護〔障がい程度区分5、6〕  
主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等
- (オ) 生活介護〔障がい程度区分3以上（50歳以上区分2以上）〕  
常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供等
- (カ) 児童デイサービス〔個別療育、集団療育が必要な児童〕  
障がいを有する児童を肢体不自由児施設等に通わせ提供される日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等
- (キ) 短期入所〔障がい程度区分1以上〕  
介護者の病気等を理由に、障害者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等
- (ク) 重度障害者等包括支援〔障がい程度区分6〕  
常時介護を要する重度障がい者・障がい児を対象とした居宅介護等の福祉サービスの包括的支援
- (ケ) 共同生活介護（ケアホーム）〔障がい程度区分2以上〕  
主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護等
- (コ) 施設入所支援〔障がい程度区分4以上（50歳以上区分3以上）〕  
施設入所者を対象に、主として夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等

イ 訓練等給付（市町村）

- (ア) 自立訓練（機能訓練）  
自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした身体機能の向上のための有期の訓練等
- (イ) 自立訓練（生活訓練）  
自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした生活能力の向上のための有期の訓練等
- (ウ) 宿泊型自立訓練  
家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等
- (エ) 就労移行支援  
就労を希望する障がい者に対して提供される就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等
- (オ) 就労継続支援A型  
雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
- (カ) 就労継続支援B型  
生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
- (キ) 共同生活援助（グループホーム）  
主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における相談、その他の日常生活上の援助

ウ 地域生活支援事業（市町村）

(ア) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

(イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに障がいがある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う。

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。

(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う。

(オ) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(カ) その他事業

日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者更正訓練費支給、身体障がい者就職支度金支給

エ 自立支援医療（市町村、県）

障がい者に必要な医療の給付を行います。

(ア) 育成医療（障がい児）

(イ) 更生医療（身体障がい者）

(ウ) 精神通院医療（精神障がい者）

オ 補装具費支給制度（市町村）

身体の部位欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために用いられる用具の交付及び修理を行います。

(2) 障害者自立支援法以外の身体障がい者福祉法による援護施策

ア 身体障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障がい者相談員の配置

身体障がい者の福祉の増進のため、管内11市町村に13人の民間人を相談員として委嘱、配置し、身体障がい者のあらゆる問題について相談に応じ、関係機関への連絡、身体障がい者援護施策の啓発等を行います。

ウ 身体障がい者手帳交付（P64～65 6 関連資料(1),(2)参照）

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます（県障がい者総合福祉センター）。

- エ 在宅重度身体障がい者訪問審査  
日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対し、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、福祉の増進を図ります（市町村）。
- オ 社会事業授産施設等運営事業  
身体障がい者が生活保護法に基づく授産施設に入所する際、基準該当施設に事務費を交付します（市町村）。
- カ 65歳未満の身体障がい者の介護保険法のデイサービス・短期入所の利用(市町村)
- キ 障がい者自立生活センター支援事業  
障がい者自ら運営する相談事業に対して、運営を補助します（市町村）。

### (3) 県単独による施策

- ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付（P67 6 関連資料(4)参照）  
重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額を公費で負担します。
- イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付（P67 6 関連資料(4)参照）  
在宅重度障がい者の日常生活において、常に医療的介助を必要とする方に治療材料等を給付することによって経済的負担の軽減を図ります。
- ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付（P67 6 関連資料(4)参照）  
腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。
- エ 障がい者小規模作業所運営事業  
在宅障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者団体等が運営している「小規模作業所」に補助を行う市町村に対して補助金を交付し、障がい者の就労の場の拡充に努めます。

### (4) その他の施策

- ア 特別障がい者手当等支給制度（P66 6 関連資料(3)参照）  
在宅の重度障がい者（児）に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者（児）の福祉の向上を図ります。
- イ J R 及び J R バス運賃の割引
- ウ 県内民間バス運賃の割引
- エ 航空運賃の割引
- オ 税法上の優遇措置
- カ 有料道路における特別割引制度
- キ NHK放送受信料の減免
- ク 公営住宅の優先入居

### 3 知的障がい者（児）の状況（P68 6 関連資料(5)参照）

県中地域の知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、平成22年4月1日現在で3,880人（前年比158人増）となっています。

障がい程度別では、A（最重度及び重度）は1,530人（同43人増）で、全体の39.4%を、B（中度及び軽度）は2,350人（同115人増）で、全体の60.6%を占めています。

年齢別では、18歳未満の知的障がい児は1,017人（同65人増）で全体の26.2%、18歳以上の知的障がい者は2,863人（同93人増）で全体の73.8%となっています。

#### 管内療育手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H20	3,561	895	2,666	1,464	2,097
H21	3,722	952	2,770	1,487	2,235
H22	3,880	1,017	2,863	1,530	2,350

### 4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上を図られるよう各種福祉施策を推進します。

#### (1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P56～57を参照ください。

#### (2) 知的障がい者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障がい者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 知的障がい者相談員

知的障がい者を家族に持つ家庭における教育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、管内11市町村に10人の民間人を相談員として委嘱、配置し、知的障がい者の福祉増進に努めます。

エ 療育手帳の交付（P68 6 関連資料(5)参照）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（県障がい者総合福祉センター）。

オ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

(3) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実に努めるとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

イ 重度心身障がい者医療費公費負担（身体障がい者（児）に同じ）

ウ 障がい者小規模作業所運営事業（身体障がい者（児）に同じ）

(4) その他の施策（P57「(4) その他の施策を参照ください。」）

5 精神保健福祉

一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人への早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

また、精神障害者への社会復帰のための社会資源の整備推進や相談指導等を行っており、今後も、精神障がい者に対するリハビリテーションとノーマライゼーションの推進を図られるよう、地域精神保健活動の充実や福祉施策の推進に努めます。

また、福島県での自殺者数が平成10年より連続して500人を越える現状をふまえて自殺対策の強化を図り、自殺数の減少につなげるよう、総合的な自殺対策の推進をしています。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P54「2 身体障がい者（児）の福祉」を参照ください。

(2) 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、精神疾患の早期治療、精神障がい者の社会復帰及び自立を促進し、精神的健康の保持・増進に努めています。

年度	来所相談	所外相談	電話相談	文書相談	延件数 計
H18	63	32	261	0	356
H19	66	64	351	2	483
H20	96	76	431	2	605
H21	76	5	322	14	417

心の健康相談開催状況

精神保健福祉業務の一環として、精神面の悩み事を持つ者、精神障害者、その疑いのある者または思春期、青年期のひきこもり、自殺関係に悩む方及びその家族等の相談に応じ指導を行い、問題の解決、精神障害者の早期治療の促進及び地域住民の精神的健康の保持増進を図ります。

(平成21年度)

開催	実施	延	主訴内訳（再掲）				
			医療保護	社会復帰・福祉	日常生活	経済	その他
12回	11回	24	10	7	4	0	0

(3) 措置入院患者及び移送等

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」と2人以上の精神保健指定医により診断された者を措置入院させて、医療及び保護を行っています。

年度	通報受理件数	診察件数	措置入院		34条移送	退院請求
			継続	新規		
H18	30	25	5	9	5	5
H19	44	35	2	9	24	6
H20	44	34	2	8	23	6
H21	45	42	5	12	10	10

(4) 自立支援医療申請承認及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年度からは通院医療公費負担が自立支援医療（精神通院医療）に移行されました。

ア 申請件数

年度	自立支援医療				精神障害者保健福祉手帳				
	申請		承認		申請		承認		
H18	1,617		1,614		604		599		
H19	4,924		4,918		974		968		
H20	5,455		5,455		682		677		
H21		郡山市	管内市	郡山市	管内市	郡山市	管内市	郡山市	管内市
			町村		町村		町村		町村
	新規	568	301						
	更新	2,683	1,659	3,178	2,086	762	433	1,134	381
	その他	318	229						
	小計	3,569	2,189						

(郡山市分含む)

イ 変更申請・届出件数

年度	変更内容	自立支援医療変更				障害者保健福祉手帳変更	
		申請		届け出		申請	
		郡山市	管内	郡山市	管内	郡山市	管内
H21	医療機関変更	266	156				
	区分変更	168	42				
	医療機関+区分変更	6	2	599	241	78	23
	小計	440	200				

(5) ひきこもり対策事業

ア ひきこもりに関する理解を深め、家族教室へ繋げることを目的として、講演会を開催しています。

開催月日	内 容	参加者数
平成21年6月30日	「ひきこもりからの回復に必要なもの」 ～ 一歩踏み出すために～ 社団法人わたげ福祉会 秋田敦子	75名

イ ひきこもり本人、家族に対する支援として相談、家族教室を実施しています。

年 度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H18	13	21	7	17	78
H19	18	31	7	16	54
H20	17	43	8	20	80
H21	17	24	7	9	44

ウ ひきこもり家族会の修了者による家族会「飛鳥の会」が平成18年4月に立ち上がり、家族会への相談支援を行っています。

年 度	家族会相談支援者数		
	支援回数	実数	延数
H18	11	12	89
H19	11	13	101
H20	11	14	97
H21	6	14	61

(6) 精神保健普及啓発

住民の精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるように、福島県精神保健福祉協会県中支部との共催等により講演会等を行っています。

人権啓発活動(市民精神保健福祉研修会)

年 度	開催状況	
	開催回数	参加人員
H18	14	573
H19	9	507
H20	15	989
H21	33	2,812

年度	実施内容
H21	精神保健福祉ボランティア研修会 市民精神保健福祉研修会
回数等	2回・延149人

(7) 社会適応訓練事業委託状況

通院中の精神障がい者の中で、障害のために通常の就職が困難な人を対象に、一定期間事業所に作業の訓練を委託して、円滑な社会復帰のための援助を行っています。

年度	委託事業所数	対象者数	訓練延日数
H18	3	6	1,009
H19	3	4	503
H20	1	2	237
H21	1	1	167

(8) 病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年度	病院数	一般実地指導	特別実地指導
H18	5	3	2
H19	5	4	1
H20	5	3	2
H21	5	4	1

(9) 社会資源の整備状況

精神障がい者の人権に配慮された施設運営を目的に施設の指導監査等を行っています。

ア 精神障がい者の社会復帰施設等

(平成21年4月1日)

施設種別	郡山市	須賀川岩瀬地域	石川地域	田村地域	計
生活訓練施設	2				2
福祉ホーム		1			1
小規模通所授産施設	2				2

イ 運営事業補助金交付の状況 (平成21年4月1日)

事業名	市町村名	事業所数
地域活動支援センター	田村市	1
	鏡石町	1
障がい者小規模作業所	須賀川市	2
	田村市	2

ウ 社会復帰施設指導

年度	指導事業所数
H21	5

(10) 自殺対策緊急強化基金事業

平成21年度から23年度までの特別対策として、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成、自殺対策に係る民間団体の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげます。

ア 普及啓発実施状況

年度	重点地域	県中地域の自殺予防・自殺対策テーマ
H21	須賀川方部	あなたは大切な人？ みんなで守ろう大切な命 ～きづく・つなぐ・まもる～
H22	石川方部	自死（自殺）対策 私たちにできること ～きづく・つなぐ・まもる～
H23	田村方部	未定

年度	普及啓発				自殺予防セミナー		リーダー研修 *市町村等		会議・研修会	
	回数	件数	キャンペーン	その他	回数	人数	回数	人数	回数	人数
H21	19	2,010	3	16	1	80	1	66	17	52

イ 自殺対策緊急強化基金事業補助金の交付

地域における自殺対策を緊急に強化するために必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援することを目的に、補助金を交付します。

年度	実施市町村数	事業名（実施市町村名）
H21	3 町村	普及啓発事業（田村市・鏡石町・天栄村）

(11) 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業

精神科病院に入院している精神障がい者が自ら望む地域で自立した生活をできるように退院に向けた支援を行い、地域の理解を深め、受入体制の整備を図ることを目的に実施しています。

ア 委託医療機関の実施状況（平成22年3月31日現在）

委託医療機関名	事業対象者数	退院者数
星ヶ丘病院	10	5
あさかホスピタル	10	3
計	20	8

イ ワーキンググループの開催

	開催日時	内 容	参加者
第1回	21. 6.23	対象者の決定、講演会の実施	47人
第2回	21.10.13	事例検討会（スキルアップ研修）	53人
第3回	21. 1.25	事業実施報告、今後の課題・基礎研修会	41人

ウ 委託医療機関への支援

	星ヶ丘病院	あさかホスピタル
個別支援計画策定会議	10回、参加人数191人	15回、参加人数156人
事業推進のための支援	2回	23回
ピアサポートグループへの支援	1回	2回
家族への支援	1回	2回

## 6 関連資料

### (1) 市町村別身体障がい者手帳交付状況

(平成22年4月1日現在)

区分 市町村	身体障がい者数		左の障がい別内容										人口 (現在人口) B	手帳交 付率% A / B
	A	うち18歳 未満	視覚		聴覚		音声		肢体		内部			
			うち18歳 未満	うち18歳 未満	平衡	うち18歳 未満	言語	うち18歳 未満	うち18歳 未満	うち18歳 未満	うち18歳 未満			
鏡石町	439	7	32	0	31	1	0	0	252	4	124	2	12,764	3.4
天栄村	332	3	24	1	26	2	4	0	204	0	74	0	6,186	5.4
石川町	794	9	40	0	57	1	7	0	486	8	204	0	17,856	4.4
玉川村	351	4	23	0	26	1	1	0	202	2	99	1	7,281	4.8
平田村	355	4	24	0	27	1	3	0	214	2	87	1	6,939	5.1
浅川町	265	4	19	2	14	1	2	0	171	1	59	0	6,915	3.8
古殿町	304	3	16	0	19	1	2	0	187	1	80	1	6,084	5.0
三春町	732	12	57	1	66	1	9	0	414	9	186	1	18,319	4.0
小野町	538	8	41	0	53	1	3	0	285	3	156	4	11,278	4.8
町村計	4,110	54	276	4	319	10	31	0	2,415	30	1,069	10	93,622	4.4
郡山市	11,271	273	741	5	994	52	101	2	6,344	154	3,091	60	337,906	3.3
須賀川市	3,123	60	198	4	233	11	32	1	1,811	30	849	14	79,596	3.9
田村市	1,910	20	141	1	167	3	19	0	1,119	11	464	5	40,992	4.7
市計	16,304	353	1,080	10	1,394	66	152	3	9,274	195	4,404	79	458,494	3.6
合計	20,414	407	1,356	14	1,713	76	183	3	11,689	225	5,473	89	552,116	3.7

## (2) 市町村別等級別年齢別身体障がい者数

(平成22年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合 計	等 級 別 身 体 障 がい 者 数						年 齢 別 身 体 障 がい 者 数	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	0～17歳	18歳～
鏡 石 町	439	146	72	67	94	23	37	7	432
天 栄 村	332	89	60	53	73	29	28	3	329
石 川 町	794	266	146	131	150	52	49	9	785
玉 川 村	351	119	64	45	79	20	24	4	347
平 田 村	355	122	65	51	60	28	29	4	351
浅 川 町	265	89	43	38	58	21	16	4	261
古 殿 町	304	118	49	40	52	28	17	3	301
三 春 町	732	249	136	101	150	44	52	12	720
小 野 町	538	183	85	89	110	36	35	8	530
町村計	4,110	1,381	720	615	826	281	287	54	4,056
郡 山 市	11,271	4,439	2,097	1,408	2,132	597	598	273	10,998
須 賀 川 市	3,123	1,108	519	443	635	208	210	60	3,063
田 村 市	1,910	634	374	263	380	124	135	20	1,890
市 計	16,304	6,181	2,990	2,114	3,147	929	943	353	15,951
合 計	20,414	7,562	3,710	2,729	3,973	1,210	1,230	407	20,007

(3) 町村別特別障害者手当等受給状況

(平成21年度)

区分 町村名	特別障害者手当										障害児福祉手当										経過的福祉手当									
	前年度未受給者数	受付件数	処件数		受給資格喪失件数					受給者数	前年度未受給者数	受付件数	処件数		受給資格喪失件数					受給者数	前年度未受給者数	転入件数	受給資格喪失件数					受給者数		
			認定	却下	障がい非該当	死亡	施設入	入院	その他				認定	却下	障がい非該当	死亡	施設入	入院	その他				障がい非該当	死亡	施設入	入院	その他			
鏡石町	5								0	5	10					1		/		1	9					/		0	0	
天栄村	6	1	1			1			1	6	3							/		0	3					/		0	0	
石川町	10	6	6			1			1	15	10							/	2	2	8					/		0	0	
玉川村	7								0	7	5							/		0	5	1				/		0	1	
平田村	7					1			1	6	2							/		0	2					/		0	0	
浅川町	0								0	0	5	1	1					/		0	6	1				/		0	1	
古殿町	4								0	4	1							/		0	1					/		0	0	
三春町	18	2	2			1			1	19	10	1	1					/		0	11	1				/		0	1	
小野町	5								0	5	4							/		0	4					/		0	0	
合計	62	9	9	0	0	4	0	0	0	4	67	50	2	2	0	0	1	0	/	2	3	49	3	0	0	0	0	0	0	3

注1) 受付件数には、前年度未未処理件数を含む。

## (4) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成21年度)

事業 市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額	補助対象 人員	給付額
鏡石町	4,730	18,822,757	36	60	316,000	2	339,840
天栄村	3,397	14,014,794	28	0	84,000	3	278,063
石川町	8,216	34,255,803	35	91	469,000	14	765,831
玉川村	3,557	14,583,742	82	0	246,000	1	86,172
平田村	2,803	22,462,109	0	14	56,000	9	446,240
浅川町	2,979	18,008,053	12	12	84,000	6	668,332
古殿町	4,080	18,195,940	9	0	27,000	2	354,341
三春町	7,207	35,211,223	81	25	343,000	3	135,862
小野町	4,768	27,736,314	60	51	384,000	4	310,659
町村計	41,737	203,290,735	343	253	2,009,000	44	3,385,340
郡山市	128,622	678,663,254					
須賀川市	32,970	151,534,623	412	108	1,668,000	0	0
田村市	21,239	95,433,467	231	117	1,509,000	23	1,816,031
市計	182,831	925,631,344	643	225	3,177,000	23	1,816,031
合計	224,568	1,128,922,079	986	478	5,186,000	67	5,201,371

在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、中核市は補助対象外

## (5) 市町村別療育手帳交付状況

(平成22年4月1日現在)

項 目 市町村名	療 育 手 帳									人 口	療育手帳 交付率 %
	A			B			合 計		総 計		
	1 8 歳未満	1 8 歳以上	計	1 8 歳未満	1 8 歳以上	計	1 8 歳未満	1 8 歳以上			
鏡 石 町	10	21	31	22	30	52	32	51	83	12,764	0.7
天 栄 村	3	23	26	2	17	19	5	40	45	6,186	0.7
岩瀬郡計	13	44	57	24	47	71	37	91	128	18,950	0.7
石 川 町	4	61	65	20	59	79	24	120	144	17,856	0.8
玉 川 村	3	18	21	6	27	33	9	45	54	7,281	0.7
平 田 村	2	15	17	5	43	48	7	58	65	6,939	0.9
浅 川 町	4	20	24	9	21	30	13	41	54	6,915	0.8
古 殿 町	2	15	17	6	30	36	8	45	53	6,084	0.9
石川郡計	15	129	144	46	180	226	61	309	370	45,075	0.8
三 春 町	8	54	62	24	71	95	32	125	157	18,319	0.9
小 野 町	5	29	34	13	42	55	18	71	89	11,278	0.8
田村郡計	13	83	96	37	113	150	50	196	246	29,597	0.8
郡 部 計	41	256	297	107	340	447	148	596	744	93,622	0.8
郡 山 市	243	586	829	401	924	1,325	644	1,510	2,154	337,906	0.6
須賀川市	53	210	263	104	253	357	157	463	620	79,596	0.8
田 村 市	24	117	141	44	177	221	68	294	362	40,992	0.9
市 部 計	320	913	1,233	549	1,354	1,903	869	2,267	3,136	458,494	0.7
合 計	361	1,169	1,530	656	1,694	2,350	1,017	2,863	3,880	552,116	0.7